

「手話言語法」の早期制定を求める意見書

人とつながり、学校で学び、家庭や職場、地域で人間関係を築き、自己の役割を果たしていくためには、言語が必要である。手話は音声言語と同じように独自の語彙や文法を持つ言語であり、あらゆる分野で手話によるコミュニケーションと情報提供が保障されることは、ろう者の基本的人権にかかわる問題である。

平成 18 年 12 月に国連総会で採択された障害者権利条約では、『言語』とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が国際的に認知され、平成 26 年 1 月に我が国も批准した。また、批准に向けた法整備の一つとして障害者基本法を改正し、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めるとともに、国及び地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けている。

本県では、手話はろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他者との意思疎通を図るために必要な言語であるとの認識の下、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を築くため「石川県手話言語条例」を今年 2 月に制定したところであり、国においても早期の法整備が望まれる。

よって、国におかれては、改正障害者基本法からさらに踏み込み、手話の認知をより確かなものにし、ろう者が学校・家庭・職場・地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使い、手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(平成 30 年 9 月 27 日 可決)

衆議院議長	殿	あて
参議院議長	殿	
内閣総理大臣	殿	
総務大臣	殿	
文部科学大臣	殿	
厚生労働大臣	殿	
内閣官房長官	殿	

石川県野々市市議会